第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑶　短期貸付金及び長期貸付金

これらは全て固定金利によるものであり、時価については、貸付金の種類及び内部格付け、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

⑷　民間備蓄融資事業貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸　長期性預金

これらは、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いて時価を算定しております。

⑹　破産更生債権等

これらは､担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価を算定しております。

負　債

⑴　１年内返済長期借入金及び長期借入金

これらは全て固定金利によるものであり、時価については、借入金の種類ごとに元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

⑵　民間備蓄融資事業借入金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）貸借対照表の関係会社株式の全部及び投資有価証券の一部に計上された非上場株式（貸借対照表計上額376,423百万円）は、市場価格がなく、かつ約定による将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず､時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象としておらず、また､「⑵有価証券及び投資有価証券　②その他有価証券」には含めておりません。

また、預り鉱害防止積立金（貸借対照表計上額1,638百万円）及び鉱害賠償担保預り金（貸借対照表計上額1,733百万円）は原則として要求払によるものであり当法人の裁量により払い戻し時期を特定できるものではなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象としておりません。

７．固定資産の減損関係

減損を認識した固定資産の概要

電話加入権

（単位：円）

用　途	種　類	場　所	減損後簿価	損益計算書に計上していない金額
通信用	電話加入権	福岡県他	9,000	69,000

当該電話加入権については、休止している電話加入権について、今後も利用が見込めないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額のうち損益外減損損失累計額（69,000円）を計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、相続税評価額に基づいて算定しております。

８．資産除去債務

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

金属資源技術研究所の原状回復義務について

当法人は、金属資源技術研究所の土地について、地方公共団体と「土地の転貸借に係る借地契約」を締結しており、当該借地契約に基づく退去時の原状回復に係る債務を有しております。

当研究所は、地方公共団体が運営（金属鉱業に関する技術の研究開発、研修、交流事業）している施設の一機関として他の機関と連携して技術の研究開発事業等を行っており、当研究所の退去については、当法人の裁量だけでなく、地方公共団体等の総合的判断を考慮して実施されるものであり、その時期については現在未確定の状況であります。

このようなことから、賃借している土地にある建物の撤去及び退去の時期を決定することができないため、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

９．不要財産に係る国庫納付等

不要財産に係る国庫納付等については、次のとおりであります。

①　資産の種類			現　金　及　び　預　金
②　資産名称			上五島国家石油備蓄基地事務所の機械装置の譲渡に伴い保有する資金
③　帳簿価額		⑴　取得価額	36,600,000円
		⑵　減価償却	―
		⑶　帳簿価額	36,600,000円
④　不要財産となった理由			上五島国家石油備蓄基地事務所の機械装置の譲渡に伴い保有する資金について、今後使用する見込みがないため
⑤　国庫納付等の方法			独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付
⑥　譲渡収入の額			―
⑦　控除費用			―
⑧　国庫納付等の額 納付等年月日		⑴　国庫納付額	36,600,000円
		納付年月日	平成27年８月４日
		⑵　地方公共団体へ払戻額	―
		納付年月日	―
		⑶　その他民間等へ払戻額	―
		納付年月日	―
⑨　減資額			3,123,750円
⑩　備考			